

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定に基づき公告します。

令和元年5月30日

新潟市民病院事業管理者 片柳 憲雄

1 入札に付する事項

(1) 番号	病第2019014号
(2) 品名	シリンジポンプ賃貸借及び保守
(3) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり
(4) 契約の条項を示す場所	新潟市民病院 事務局 管理課
(5) 入札日時・場所	令和元年6月18日 午前11時00分 新潟市民病院 院内3階 301会議室
(6) 賃貸借期間	令和元年7月1日から令和6年6月30日まで
(7) 納入設置期限・場所	令和元年6月28日 新潟市民病院 臨床工学室
(8) 入札保証金	新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第10条の各号の一に該当する場合免除
(9) 入札を無効とする場合	新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(10) 入札を中止とする場合	新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第19条の規定に該当する場合のほか、対象の入札参加資格者が少数で、競争性が確保できないと判断される場合は、入札を中止することがあります。

(11) 談合情報等により公正な入札が行われ ないおそれがあるときの措置	談合情報等により、公正な入札が行われ ないおそれがあるときは、前項の規定によ るほか、抽選により入札者を決定するな ど場合があります。
(12) 契約保証金	新潟市民病院契約規程第1条の規定によ りその例によることとされる新潟市契 約規則第33条及び第34条の規定によ ります。
(13) 予定価格	公表しません。
(14) 最低制限価格	設けません。
(15) 契約締結について議会の議決を要 するための仮契約	無
(16) 調達について	この契約は長期継続契約となります。翌 年度以降、予算の減額により契約の変 更又は解除を行う可能性があります。

2 入札参加資格の要件

- (1) 本市の競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表2の10（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。

3 入札の参加手続

- (1) 一般競争入札参加申請書（別記様式第2号）を1部持参申請してください。
なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。
- (2) 提出先 新潟市民病院 事務局 管理課 用度グループ
〒950-1197 新潟市中央区鐘木463番地7
電話 025-281-5151（代表）
FAX 025-281-5187
- (3) 入札参加申請期限 令和元年6月13日
- (4) 受付期間 入札公告の日から入札参加申請期限の日の午前9時～午後5時
（土・日・祝日を除く）

4 質疑書の提出について

説明会を開催しませんので、質疑事項がある場合は、下記により、必ず質疑書を提出してください。提出は、入札参加資格要件を満たしている者に限ります。

- (1) 様式 別紙様式に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 令和元年6月6日 午後5時まで
- (3) 提出先 新潟市民病院 事務局 管理課 用度グループ

- (4) その他 電話での受付は一切しません。
持参又はFAX(025-281-5187)での受付となります。
回答は、個別にFAXするほか令和元年6月10日までに新潟市民病院で
掲示します。連絡用に返信用FAX番号を記入願います。

5 入札時の注意事項

- (1) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (2) 代理人が入札する場合は、委任状(様式第2号)を提出してください。
- (3) 賃貸借期間(令和元年度の9か月分)の金額で入札を行います。落札者の決定にあたっては、入札書(様式第3号)に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札者の入札価格とするので、入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、消費税の計算方法については、次のとおりとします。
- ・令和元年7月1日～令和元年9月30日
消費税率8%
 - ・令和元年10月1日～令和2年3月31日
消費税率10%
- また、入札金額の訂正は無効とします。
- (4) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
- (5) 入札に参加される方は、入札参加申請者毎に原則1名とします。
- (6) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を一回行います。ただし、最低制限価格を設けたときは、最低制限価格未満の入札者は、再度入札に参加できません。

6 落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。

別記様式第2号

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市病院事業管理者

申請者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者

(電話番号)

(FAX番号)

下記入札の入札参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので申請します。

記

公告年月日	令和 年 月 日
番 号	病第 号
品 名	

別紙様式

質 疑 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(担当者)

(電話番号)

(FAX番号)

1 番 号 病第 号

2 品 名

質 疑 事 項

--

様式第2号

委任状

令和 年 月 日

新潟市病院事業管理者 様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所

氏名 ⑩

受任者 氏名

⑩

記

件名

様式第2号

〔記載例〕

委任状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新潟市病院事業管理者 様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所 〇〇県〇〇市〇〇区
〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 △△株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩

受任者 氏名 〇〇 〇〇 ⑩

記

件名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札書

令和 年 月 日

新潟市病院事業管理者 様

住 所

氏 名 ⑩

受任者 ⑩

新潟市民病院契約規程及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

入札金額		百		千		円
入札保証金		百		千		円
履行期限	令和 年 月 日					
履行場所						
品名	品質・規格	数量		単価	金額	
特約条項						
摘要						

様式第3号

[記載例]

入札書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新潟市病院事業管理者 様

住所 〇〇県〇〇市〇〇区
〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
氏名 △△株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩

受任者 〇〇 〇〇 ⑩

委任を受けて入札する場合には、
受任者名を記入し、押印してください。

新潟市民病院契約規程及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

入札金額は9か月分の合計
金額を記入してください。

入札金額	¥ 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 円
入札保証金	百 千 円
履行期限	令和6年6月30日
履行場所	新潟市民病院
品名	品質・規格 数量 単価 金額
シリンジポンプ 賃貸借及び保守	仕様書のとおり 一式 9か月分 〇〇 〇〇×9か月分
特約条項	
摘要	

シリンジポンプ賃貸借及び保守仕様書

1 入札条件

(1) 入札対象物品名称・数量

テルモ株式会社製

テルフュージョンシリンジポンプ35型 TE-351Q 35台

※ 搬送・設置・撤去・調整費・固定資産税、保守等を含む。

(2) 賃貸借期間

令和元年7月1日から令和6年6月30日まで（60か月）

(3) 納入設置期限

令和元年6月28日まで

(4) 納入設置場所

新潟市民病院（新潟市中央区鐘木463番地7） 臨床工学室

(5) 動産総合保険

賃貸借期間中物品に対して動産総合保険を付けるものとし、この費用は賃貸借料に含めるものとする。

(6) 危険負担

物品の納入日以前の間、不可抗力により物品が滅失・毀損した場合、この損害は売主の負担とする。

(7) 守秘義務

落札者は業務上知り得た病院及び患者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 設置条件

(1) 入札後実際の納入設置期日までにモデルチェンジ等により、対象物品を納入することができなくなった場合には、病院側と協議の上、後継機種を納入すること。

(2) 取扱説明

取扱説明に関する教育訓練は、当院が指定する日時、場所で行うこと。また、操作マニュアルは、日本語版を2部とする。

3 契約形態及び契約期間について

契約形態は60か月の総価契約、契約期間は5年間の長期継続契約とする。ただし、これは年度を超えた部分の契約金額の支払いを保証するものではなく、あくまで各年度の支払いは、各年度の議会の議決を経た予算内での執行となることから、当該予算の減額又は削除があった場合には、契約金額変更又は契約解除の可能性があるため、これについては契約書の条項に記載することとする。

4 賃借料の支払いについて

物品の検査確認後、第1回目の支払いは令和元年7月分から開始し、令和6年6月分までの60か月の均等払いとする。適正な請求書を受理した日から30日以内に、相手方の指定する銀行口座へ振り込みにより支払うこととする。なお、保守点検費用

については、物品の賃貸借料と合算して請求することとする。